

子どもルーム(学童保育) 冬季補助員募集中!!



子どもルームとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校の児童に対して、放課後や長期休業期間に生活や遊びの場を提供することにより、児童の健全育成と保護者の子育て支援をする事業です。千葉市が設置し、千葉市社会福祉協議会が運営しています。

業 務 内 容

子どもルーム開設時間内において、児童と共に活動しながら、基本的な衣食住を含めた生活を具体的にサポートすること、また安全確保と健康管理を業務とします。

募 集 対 象

令和7年12月24日現在で、18歳以上で、明るく健康で子どもの健全育成に熱意のある方（高校生不可、資格不要）。

雇 用 条 件

- (1) 千葉市社会福祉協議会の非常勤職員（冬季補助員）として雇用します。
- (2) **雇用期間は、令和7年12月24日(水)～令和7年1月5日(月)です。**
※ 日曜・祝日の勤務はありません。勤務開始日応相談。

勤務日及び時間

- (1) 勤 務 日：月曜日～土曜日のうち週3日以上の勤務（応相談）
- (2) 勤務時間：7時45分～19時00分の時間帯の中での調整（応相談）
※具体的な勤務日・時間については配属されたルームと調整
- (3) 休憩時間：6時間勤務まで休憩時間なし。6時間を超え8時間勤務までは45分休憩、8時間超は1時間休憩

勤 務 場 所

千葉市内にある子どもルームのいずれか

賃 金 及 び 手 当

- (1) 賃 金：時給 1,210円
- (2) 通勤手当：勤務場所までの片道距離が1 km以上の場合、月額上限 55,000 まで実費支給。車、自転車、バイク利用の場合は距離に応じた日額支給。
- (3) 時間外勤務手当：8時間を超えた勤務の場合 時給 1,513円

そ の 他

労災保険加入あり

申 込 方 法

履歴書を郵送にて申込。

※本人希望記入欄等に、下記についてご記入ください。

- ①「冬季補助員希望」と記入してください。
- ②通勤時の車又はバイク利用の可否(勤務地により車通勤できない場合もあります)
- ③雇用期間中、勤務が出来ない期間がありましたら、ご記入ください。

募 集 締 切

令和7年11月28日(金)必着

※応募状況により、引き続き募集する場合がありますので、お問い合わせ下さい。

申込及び問合せ先

千葉市社会福祉協議会 児童育成班

〒260-0844 千葉市中央区千葉寺町 1208-2 千葉市ハーモニープラザC棟 3階

TEL：043-209-6055